

台湾特許庁 2021 年 5 月 19 日付けプレスリリース

(和訳)

主旨：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大期における特許・商標出願への対応について

- COVID-19 の感染状況により、台湾中央防疫センターが台北市（台湾經濟部知的財産局の所在地）の警戒レベルを「4」に引き上げ、主務機関が出勤停止命令を発出した場合の措置を以下のとおり実施する。
 - 出勤停止期間において、特許・商標出願が法定期間又は指定期間を徒過した場合、出願人は出勤停止命令が解除された日から 30 日以内に、その徒過した期間においてなすべき手続きを行わなければならない。特許法第 17 条及び商標法第 8 条の規定に基づき、当該期間内に手続きを行った場合は、原状回復を請求したものとみなし、証明書類の提出は不要とする。
 - 当局（台湾經濟部知的財産局）本部の書面による発送・受付業務は停止する。当局支部が出勤停止命令を受けていない場合、出願人は書面による特許・商標の出願ができ、その提出日は郵便の受付日、又は支部の受付日に準じる。
 - 当局は、電子方式による特許・商標の出願、及び電子公文書に係る業務を継続し、出願人が電子公文書を受領したことをもって、到達したものとみなす。オンラインシステムに不具合が発生し、関連業務が停止した場合は、当局のウェブサイトで告知する。
- 特許・商標出願の出願人の居住地、又は代理人の所在地において出勤停止命令が発出された場合、その出願に対しては、前記法定期間又は指定期間を徒過した場合の措置を適用でき、寛容に認定される。

3. COVID-19 の影響により、台湾中央防疫センターが台北市以外の地域を対象に警戒レベルを「4」に引き上げ、主務機関が出勤停止命令を発出した場合における特許・商標出願の対応措置についても前記説明を参照して行う。